

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊広県第254号

令和7年7月7日

性暴力被害者のためのワンストップ支援事業の適正な運用について（通達）

【概要】

本通達は、性暴力被害者のためのワンストップ支援事業について、所属職員への周知及び本事業の適性な運用に向け、配意事項や関係機関・団体との連携について示したものである。

本通達の主な項目は、

第1 性暴力被害者のためのワンストップ支援事業概要

- 1 事業の目的
- 2 事業の概要
- 3 ゆあさいどにおける支援活動の概要
- 4 協力病院における支援活動の概要

第2 警察の対応要領

- 1 警察活動における性暴力被害者認知時の対応要領
- 2 ゆあさいどからの被害届出連絡に対する対応
- 3 協力病院からの連絡、通報に対する的確な対応

第3 公費支出の取扱い

第4 ワンストップ支援事業の運用に伴う配意事項

等である。